

無給世代の「声」を国会へ届けた

全国リレー集会

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

神奈川県弁護士会臨時総会開催のお知らせ(予定)
日時 2023年3月7日(火) 12時30分
場所 横浜情報文化センター6F 情文ホール



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

「谷間世代への一律給付実現のための全国リレー集会」が、福岡↓愛知↓大阪↓仙台↓札幌↓広島↓神奈川の7箇所で開催された。昨年8月の福岡からスタートしたリレー集会。神奈川は11月21日に当会会館において実施してアンカーを務めた。

高岡俊之会長のバトンとスリ強い開会挨拶により開幕した集会は、複数の国会議員の参加を得て、無給世代の弁護士らによる職務内容のプレゼンを通じ、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士への使命への寄与とともに無給世代への一律給付による救済を求めた。多くの会員が参加し、盛況のうちに幕を閉じた。

翌週、11月29日に実施された(衆議院 院内意見交換会)にも更に勢いをつけることができたと感じた。

無給世代を代表してプレゼンを担当した65期多湖翔会員、68期藤塚雄大会員、69期小嶋愛斗会員、そして「リレー集会in関東(神奈川)」に参加された皆様に、紙面を借りて感謝を申し上げる。

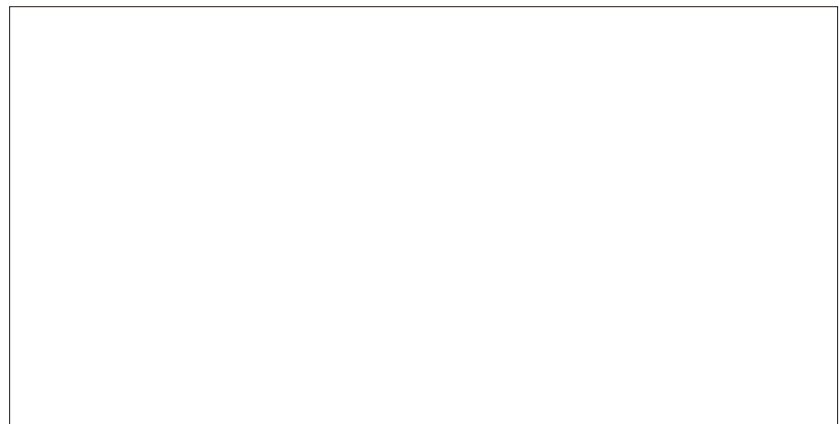
さて、最初の無給世代をして、国会に立法解決を促してき

た。ボールは国会に投げられており、立法解決への期待が高まっている状況にある。

特筆すべきは、日弁連が「一律給付実現」を目指す決意を固めたことである。リレー集会の名称にも用いられており、小林元治日弁連会長も

であった新65期は弁護士登録から10年を迎えた。71期以降への修習給付金の支給を決めた2017年4月の裁判所法改正において、無給世代が救済されずに取り残されたことで新65期、70期の「谷間世代」が生じてしまっ

てから5年が経過した。2019年に名古屋高裁は「谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないか」と異例の付言をして、国会に立法解決を促してき

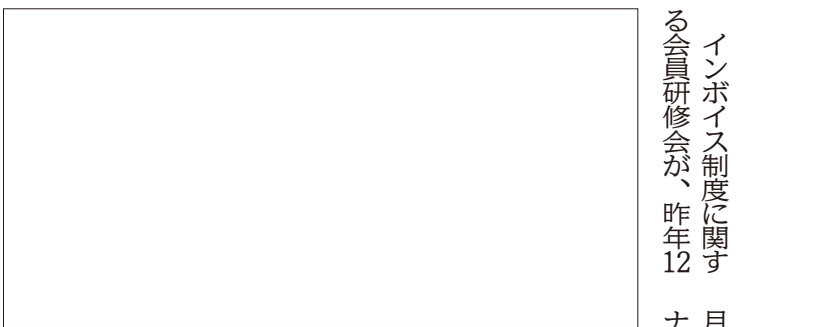


高岡会長から受け取ったバトンを掲げる林晃史日弁連副会長

無給世代の救済のために必要な予算

「給与」と「給付金」	月額支給額	司法修習期間 13 か月	救済予算 谷間世代約1.1万人
A: 64期(期末手当2.6月)	204,200円	3,185,520円	約350億円
B: 64期(期末手当なし)	204,200円	2,654,600円	約292億円
谷間世代: 新65期~70期	0円	0円	
C: 71期(住居手当あり)	170,000円	2,210,000円	約243億円
D: 71期(住居手当なし)	135,000円	1,755,000円	約193億円

インボイス制度に関する会員研修会が、昨年12月16日、Zoomウェビナーを使用したオンライン方式で開催された。当日の参加者は合計165名であり、19期から74期まで幅広い世代の多くの会員の参加があった。



研修にのぞむ入内嶋税理士(中央)

講師は、当会の会計税務顧問である吾妻会計事務所の入内嶋元臣税理士が務めた。研修会の内容は、消費税の基本的な仕組みから、インボイス制度の概要、会員が免税事業者で

ある場合にインボイス登録を行うメリットとデメリット、課税事業者が免税事業者との取引を再考する際の独占禁止法上の注意点等に至るまで幅広く解説がなされた。

また、会員からの質問は事前に受け付けており、毎月の顧問料を受け取る際にその都度インボイスの発行が必要なのか等という実務的な質問がなされ、これらの質問についても研修会の中で解説がなされた。

わずか1時間10分という短時間でありながら、とても充実した研修会であり、

あった。この研修会の内容は、当会会員であれば、当会ホームページの会員サイトに閲覧できるため、見逃した会員は是非ご視聴いただきたい。

(北川 貴史)

インボイス制度に関する会員研修会

副会長 佐々木 敏尚

山ゆり

鶴といえはタンチョウだろうか。その清楚な体色と気品のある体つきから瑞鳥とされ、縁起のよい意匠としても用いられてきた。タンチョウは日本では北海道に生息し、雪原を背景とした写真はよく目にする。その姿は美しい▼しかし、鶴は遠く九州の南方にも飛来する。鹿児島県出水市の鶴である。渡来数は日本一と言われているが、ナベツル及びマナヅルを中心に1万羽を超える鶴が毎年10月頃から越冬のためシベリアから渡来し、翌年3月頃まで滞留する▼タンチョウのように純白ではないが、ナベツル、マナヅルとも翼を広げると約2メートルあり、鶴たちが優雅に羽を広げ、大空を羽ばたく姿は圧巻である▼これだけの鶴が人里近くで越冬するのは世界でもここだけと言われている。水田に保護区域を作り、農作物が荒らされないよう給餌も行われているという。また、渡来数の一極集中には伝染病の発生による絶滅リスクがあり、越冬地の分散化も試みられている▼人と動物との共生は難しい。しかし、人も動物も生態系の一部であり、多様な生物の一員である。出水市における人と鶴との共生も、いつまでも残してほしい景色の一つである。

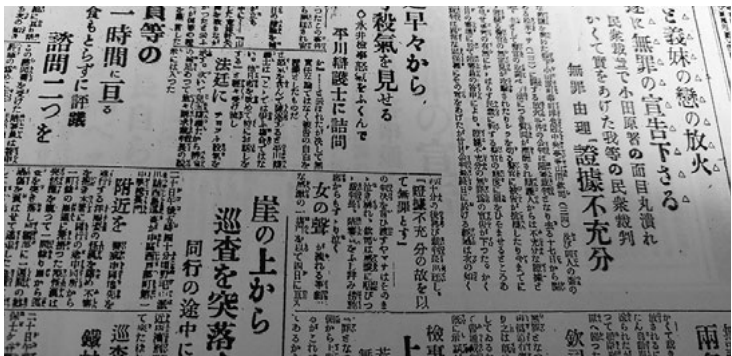
(北川 貴史)

司法から見た神奈川の150年 第17回

無罪の判決に 満廷皆泣く

その2

1929・6・21横浜毎朝新報



創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

横浜毎朝新報1929年(昭和4年)6月21日は、横浜地方裁判所が、前日に言い渡した小田原中央亭放火事件の陪審裁判の無罪判決を、「民衆裁判で小田原署の面目丸潰れかくて実をあげた我等の民衆裁判の無罪判決を、」と見出しを付けて伝えた。

大日本帝国憲法によれば、司法権は、「天皇の名において」裁判所が行うとされている(57条)から、「民

衆裁判」とは言いすぎの感はある。しかし、この見出しは、三日間の予定で始まった裁判が充実した審理の末に一日延長され、無罪となった法廷の高揚感を伝えている。新聞各紙の記者たちは、12名の陪審員たちが一語一句を聞き漏らすまいと審理に集中し、自ら質問する姿を目の当たりにして、これまでと違う刑事裁判の新たな姿を感じ取っていた。

彼らが書いた記事を読むと書きぶりに変化が見られる。争点は、取り調べ段階で放火を自白したB女(22歳)の供述の変遷の信用性だった。

東京日日新聞は、公判初日の様子を、放火実行犯とされたB女の供述について、「放火を否認し、奇怪な陳述」と書いている。B女は、火事があった当夜は、「午前1時に家に帰り床の中で本を読んでいると半鐘が鳴るから驚いて駆けつけたので現場にはいなかった」と放火を否認し、自白については「刑事が、A男が白状したからその通り言えは家に帰れると言ったので嘘の自白をしたら御馳走してくれた」、「検事さんに調べられたら警察で言った通りのことを言わないと許されないぞと言われたのでその通り自白した」と述べた。記者は、

その陳述を「奇怪」と書き、B女の供述に疑問符を付けている。

ところが、二日目の公判で小田原警察署の警察官が証言台に立ち、自白の経過を証言した後、弁護人から反対尋問を受け、裁判長から厳しい尋問を受けるや、警察官はしどろもどろになり、被告席のB女も「あんまりひどいではありませんか。警察で言った通りに検事さんに言えと確かに言いました」と涙声で不規則発言して証人と押し問答となり、裁判長が「新聞紙を4つ折りにして揮発油を注いだというが、当人にやらせてみたか」と警察官に質問し「やらせていません」との答え

を引き出すなど、「あたかも証人があべこべに被告人になったような奇観を呈した」と書いている(同紙同年6月19日)。記者は、今度は、警察官の証言に疑問符を付けている。

加えて、同日の東京日日新聞は、2日目の公判記事の冒頭に「警官の強制暴露―捜査方針を一新か―当局推移を重大視―」と見出しを付けている。もしかしたら、警察幹部が法廷を傍聴しており、記者は、法廷後、その幹部を取材したのかもしれない。この日の陪審裁判が当局に与えた衝撃の大きさを感ぜさせたい。

(続く)

飛鳥田二雄弁護士が取り組んだ 31号事件 (前編)

会員 石黒 康仁

戦犯法廷の飛鳥田弁護士(右から2人目)
(米国立公文書館新館所蔵)

飛鳥田一雄は、1941年に横浜弁護士会に登録(当時26才)、BC級戦犯裁判の弁護を7件担当し、うち唯一死刑判決を受けたのが、福岡第18俘虜収容所(佐世保所在)の元所長が裁かれた31号事件である(被告人は元所長1人)。裁判は、1946年5月2日から4日までの3日間、最終

日には元所長(裁判当時26才の妻が証人出廷し、一日休憩の後に、妻が見守る中、絞首刑が言い渡された(1947年2月14日執行))。

飛鳥田は、その後、横浜市長や社会党委員長を歴任しているが、その回想録(1987年刊)で「ボクが担当した中で、彼だけ死刑になった」、「裁判官に『デス・バイ・ハンギング』って言われても、彼、分らないんだ。かわいそうでたまらなかつたよ。」と振り返っている。

この妻の証人出廷は、情状証人としてではなく罪体に関するものであった。元所長に対する罪状項目は4つあるが、1つ

が「俘虜E・Kに対し非道な打撃を加え、十分な食料・水・衣服を与えず、1943年12月15日前後から1944年1月15日前後に至る間、営倉に監禁し、これのために前同日頃に死に至らしめた」というものであり、他は多くの俘虜に対する虐待を自ら行い、あるいは指揮官として制止しなかつたというものである。

飛鳥田のメモには証人予定者8名のリストがあり(実際の実施人数は調査中)、当時21才の妻の尋問は、俘虜が死亡した当時、元所長は結婚式のため実家熊本に帰っていたというアリバイ立証のためであった。

(以下次号)

刑事弁護修習の
最前線

～20年目の司法修習～

「刑弁問研」――原則黙秘

その3

会員 妹尾 孝之

「原則黙秘」の例外的な場合、すなわち黙秘を解除して供述することを選択する場合とは、どのような場合か。

「黙秘解除の必要性」が認められる場合として、①供述することにより、不起訴処分や略式起訴等、被疑者に有利な処分が得られると見込まれる場合②既にしまつた誤った供述を訂正する必要がある場合③違法性阻却事由の存在等、供述の時期が供述の信用性の判断において影響を及ぼす可能性がある場合(後出し)では供述の信用性が損なわれるおそれがある場合④事案の性質上、供述した方が得策であると考えられる場合(共犯事件等)などが考えられる。

また、これらの「黙秘

が必要がある場合③違法性阻却事由の存在等、供述の時期が供述の信用性の判断において影響を及ぼす可能性がある場合(後出し)では供述の信用性が損なわれるおそれがある場合④事案の性質上、供述した方が得策であると考えられる場合(共犯事件等)などが考えられる。

次に、「黙秘解除の必要性」が認められるとしても、当該被疑者について、本当に黙秘を解除してよいのか、「黙秘解除の許容性」も検討する必要がある。

ここで考慮する要素としては、①供述内容の正確性②被疑者の供述能力③他に取り得る方法より効果的か④余罪取調べへの波及等、供述のリスクはないか、といったことが挙げられる。

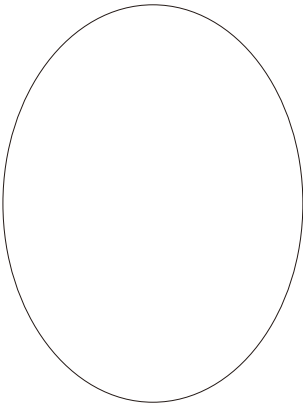
供述内容について、被疑者から十分な聴取りをし、被疑者の記憶が正確であるか、客観的証拠による裏付けはあるか、被疑者の性格や表現能力、コミュニケーション能力等に照らし、取調べにおいて正確な供述をすることが可能であるかなどを検討し、さらに、弁護人による供述録取や弁護人を通じた捜査機関への情報提供等の方法より被疑者が捜査機関に直接供述する方が効果的なのかも考える必要がある。

(続く)

和而不同是々非々

会員 大木 孝 (42期)

常議員会
の い ま



この原稿は討入りの日に書いています。

今回は3度目の常議員。最後のお務めをさうとやろうと引き受けたものの、どうしてどうして。議案は大量、事前検討の負担も昔に比べて大きい。

驚いたのは60期以降の若手が過半数を占めること。期の順で自分は上から4番目だ。老骨に鞭打つか。

思えば若僧の頃は、渡

辺徳平先生や箕山洋二先生など目を合わせるだけでも深呼吸が必要な先輩の迫力に気圧され、「1回だけでも発言しよう」などと考えたものだが、今の若手は物怖じせず意見を披露できるのが羨ましくもある。机の配置が教室型からコの字型に戻って、顔と名前が一致するのは有難い。「新しい景色」が見えるよう、席は毎回変えることにした。

以前は会長声明などが自分の意見とまるで違っても、「まあいいか」と聞き流して来たが、会則72条の「建議」を根拠とする以上それなりの重みと覚悟が必要と考え、今は「和而不同」「是々非々」を胸に秘めて臨んでいる。声明は、多ければいいというものでもあるまい。これまで質問3回。賛成意見1回。反対意見2回。反対票を投じた議案が6つ。私一人だけ反対の議案もあったが、勇気を振り絞って挙手した。

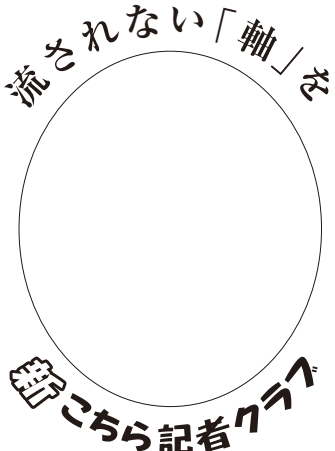
そこで提案。速報の「賛成多数で可決」に反対票数や棄権票数も明記してはどうか。どうせなら票の割れ方もお知らせした方がいい。支部会館からのリモート参加も認められて、皆勤賞は目前だ。残り4回。島崎議長の捌きの手腕に期待したい。

私が報道部に配属されたのは、入社3年目の7月だった。これまで昼の情報番組の制作をしていた自分にとっては驚きの人事であり、全く違った情報を取り扱う部署にとまどったことを今でも覚えている。

配属されてから1年間は、川崎市役所の記者クラブに所属し、市政を担当していた。

当時は、取材から原稿を完成させるまで今では想像もできないくらいの時間がかかり、デスクからの催促の電話に震えていた。

それから1年—現在は事件や事故、裁判を担当している。担当するようになり感じたのは、ニュースや新聞で扱われる事件や事故以外にも、苦しく悲



ていた。

しかし、慣れと言っではいけないが、いつしか「これは放送に値するか」という物差しで広報文や起訴メモを手にしてしま

しい被害にあっている人がたくさんいて、普段見ていたものは一部でしかないということだ。

わいせつに傷害…1件1件、聞き取りをして暗い気持ちになっ

っている自分にこの原稿を書きながら気が付いた。

「何のために報道をするのか。今一度考えてみたが、悲惨な事件や事故を通じ、二度と同じことが繰り返されないように自分自身を含めた視聴者に何ができるのかを考えてもらうきっかけづくりになるためにやっているのだと、私なりのやりがいを感じ、再認識することができた。

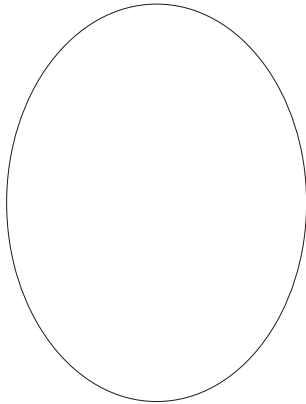
まだまだ記者歴は短いですが、視聴者が感じる「悲しい、悔しい」の感覚を忘れずに、膨大な量の情報に流されない「軸」を持った記者になりたい。

(株)会社テレビ神奈川 柳澤 樹

理事者室
だより

「整える」方法

副会長 波田野 馨子



この原稿を書いているのは、12月31日だ。私に

とっては怒涛の1年が、漸く終わろうとしている

る。2月にこれまでお世話になった事務所から独立し、その後4月から副会長に就任した為、年明けからこれまでは、慣れないことの連続で、我ながらバタバタの忙しい1年だったと思う。

「忙しいとは心を亡くす」と言われるが、その通り、慣れないことや時間的に追われることで、この一年の間には、平静さを無くしてしまっそうになることがあった。

た。そんな時には、リフレッシュし、一度、気持ちをリセットして平常心に戻るための「整える」方法が必須である。私にとって、その方法は、「片づけ」と「血を巡らせること」である。炭酸ガスが体内に浸透し血流を良くするので、体の中からじんわり温まるのである。その後サウナと水風呂を一度ずつ入れば、あつという間に血が巡り、体はポカポカ、不思議な浮遊感に包まれる。色々なモヤモヤも忘れ、1時間程で私の「整え」は完了となる。

この方法でできる限り整った頭と心で、残りの任期を全うしたい。

How About ADR?

手数料の算定基準が大きく変わりました

当会紛争解決センターの和解あっせん手続(ADR)についての連載も第12回を迎えました。このたび成立手数料の算定方法が大きく変わることになりましたのでお知らせいたします。

具体的には、今まで紛争の価格に比例していたものが、これからは紛争の価格に関係なく、期日回数に応じて算定されることになりました。

これまで紛争解決センターの和解あっせん手続(ADR)を利用してようと思っても、紛争の価格が高額になり、また紛争の価格が明らかではない場合には成立手数料の金額も明らかではないなどの問題がありました。今回の変更によって、これら

の問題により躊躇していた方々にもADRが利用しやすくなりました。新方式による計算方法はいたって単純で、「22000円×期日回数+55000円」(消費税込。以下同じ)となります。

例えば、紛争の価格が300万円で期日が3回だった場合、これまでは紛争の価格に従い、19万8千円だったものが、12万1千円となり、紛争の価格が1000万円で期日が3回だった場合は、42万9千円が同じく12万1千円となり、大幅に利用しやすくなります。

なお、上記の新しい成立手数料の算定基準は令和5年2月1日から適用される予定です(本原稿執筆時)。

(会員 原藤 達也)



キャンパス・アバウト展

第28回

3年ぶりの開催！ 旺盛な創作意欲

秋の深まる昨年11月7日から13日まで1週間にわたり、当会美術同好会の定期展覧会「第28回キャンパス・アバウト展」が開催された。

キャンパス・アバウト展は、新型コロナウイルス蔓延及び対策の影響を考慮して、2020年、2021年は開催されなかったため、今回は3年ぶりの開催となった。

美術同好会では、例年日帰りの写生大会や合宿といった行事を催しているが、新型コロナウイルス対策のため2019年

春の写生大会を最後に各種行事を催すことができなかった。

さらに、外出自粛が要請された期間については、個人で旅行などをすることも難しく、同好会員が野外で絵を描いたり構想を練ったりすることも難しかった。

そのため、本展覧会開催に当たり、例年どおりの出品が確保できるのか不安もあった。

しかし、その不安は杞憂に終わった。

作品の出品数は例年と遜色なく、限られた外出

World Sudoku & Puzzle Championships in Poland

川邊優喜 会員が快挙！

パズル部門／団体優勝・個人4位
ナンプレ部門／個人18位



私のホビータンブル
番外編

大会の様子

昨年10月、世界ナンプレ&パズル選手権がポーランドで開催され、川邊優喜会員がパズル部門で団体優勝、個人4位に輝いた。英語名称は、World Sudoku & Puzzle Championshipsで、パズル等を時間内に速く解く能力を競う大会である。

5月に予選を経て8名の日

難事件業務も。パズルを解くように解決？

本代表が選ばれ、世界選手権では個人戦と団体戦が行われる。個人戦は、予選から13人がプレーオフに進み、順位の低い4人から1人が残る勝ち抜き戦を繰り返し、最終的に4人で決勝戦を行う。

川邊会員の出場は2014年の初出場から6回目。司法修習による不参加、コロナによる大会の中止はあったが、参戦した年は常にパズル部門では代表入りをしている。

これまでの最高成績は、パズルが9位、ナンプレが30位台。今回もパズル、ナンプレ双方の代表である。

今大会、予選では苦戦したもの、プレーオフで2度の勝ち抜き戦を突破して決勝に進出、決勝戦では敗れたものの、パズル部門4位の成績を収めた。「予選ではミスも多く、今ひとつ乗り切らない感じだったので、その分プレーオフがうまくいった」とのこと。

また国内上位4人で構成した日本Aチームの一員としてパズル部門団体優勝を果たした。日本チームの団体優勝は通算3回目で、川邊会員自身は初優勝。ナンプレ部門でも個人18位と過去最高を大幅に更新した。

また、このような社会状況なので、どうなることかと不安であった来場者数も、例年とさほど変わらなかったのは幸いであった。

キャンパス・アバウト展は、同好会員が楽しんで絵を描くことが目的なので、絵の題材や画材に制限がなく、描く方も鑑賞する方も自由な作風の絵を楽しむことができる。

今年度も、風景、静物、人物などを題材に様々な水彩画、油彩画、アクリル画が大きな大小を問わず展示されたが、例年



常議員会議長杯

忘年ゴルフコンペ

昨年12月13日、名門磯子CCCにて横浜法曹ゴルフ会主催の忘年ゴルフコンペが行われた。今年は前日からの雨天予報もあり、30期から70期まで総勢22人が、島崎友樹常議員会議長杯を目指して熱戦を繰り広げた。

もはやコンペでは必須となりつつあるが、参加者全員のスコアがリアルタイムでカートに表示されるため、参加者はライバルのスコアに一喜一憂しながらの一日を過ごすことになる。

新ペリア方式（隠しホール）のスコアでハンデを決める為、上位入選には運も必要で、行われた競技の結果、優勝したのは一昨年準優勝で悔し涙を

飲んで69期渡辺孝太郎会員。グロス76、特に後半はパープレーの36と他の会員を寄せ付けないダンツのスコアで、運も味方に付けて完璧な優勝。見事に島崎議長杯を獲得した。

常議員会議長杯と同時に開催されたハンデ戦による月例競技の優勝は49期石井誠会員。夏の年間王者決定戦（取切戦）への参加資格を獲得し、来年の更なる上達を誓っていた。

法曹ゴルフでは、コロナ禍での月例競技はパーティ開催を自粛しながらの運営を行っているが、競技そのものは毎月楽しく開催している。ゴルフ好きの会員は幹事吉澤までいつでもご連絡を。

(会員 吉澤 幸次郎)

編集後記

世界で。ということ。今号の作成期間中に、アジア・クロスカンストリー・ラリーに出場しタイからカンボジアへとバイクで走ってきました。ようやく様々なイベントが復活しつつあります。

デスク 勝俣 豪
記者 青木 敦子

長谷川 篤司
川添 啓明
本間 久雄
北川 貴史
安達 慎司
長谷川 康



ハンデ戦優勝

石井誠 会員

北田会員より議長杯を贈呈される渡辺会員